

# 明星大学通信制大学院学則

平成11年4月1日  
制 定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 明星大学通信制大学院（以下「本大学院」という。）は、教育研究の機会均等の理念を拡大するため、明星大学大学院の通学の課程に則し、主として通信教育の方法により、高度の学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、自己実現を目指し、社会に貢献する人を育成することを目的とする。

2 本大学院は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、学術文化の発展に寄与するものとする。

### (併置する研究科及び専攻)

第2条 本大学院に、教育学研究科（以下「研究科」という。）を設け、教育学専攻を置く。

### (課程)

第3条 本大学院に博士課程を置き、これを博士前期課程と博士後期課程に区分する。

2 博士前期課程は、これを修士課程とし、博士後期課程は、これを博士課程とする。

### (課程の目的)

第3条の2 修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、専門分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はより高度の専門的業務に従事するために必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

### (研究科又は専攻の目的)

第3条の3 研究科又は専攻の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、別に定める。

### (修業年限と在学期間)

第4条 本大学院修士課程の修業年限は2年とし、博士課程の修業年限は3年とする。

2 修士課程の在学期間は6年、博士課程の在学期間は6年を超えることができない。

3 前項にかかわらず、特別な理由があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は長期在学を許可することができる。ただし、修士課程の在学期間は7年、博士課程の在学期間は10年をそれぞれ超えることができない。

4 前項の長期在学について必要な事項は、別に定める。

### (収容定員)

第5条 本大学院の収容定員は別表第1のとおりとする。

## 第2章 教員組織及び事務組織

### (教員組織)

第6条 本大学院の研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教授、准教授、助教及び助手を置く。ただし、教育研究上の組織編成として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 前項のほか、必要に応じて、講師、客員教授及び客員准教授等を置くことができる。

3 本大学院に、研究科長及び専攻主任を置く。

4 本大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部の教員がこれを兼ねる。

5 本大学院に添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するための組織を置く。

6 前項の組織、運営については別に定める。

### (事務組織)

第7条 本大学院の事務を処理するため、通信教育部に事務組織を置く。

## 第3章 運営組織

### (通信教育運営委員会)

第8条 本大学院に、通信教育運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 本大学院運営の基本方針に関する事項
- (2) 添削等による指導及び教育相談の組織に関する事項
- (3) 諸経費に関する事項

- (4) 事務管理運営に関する事項
  - (5) 通学の課程その他附属教育研究機関との連絡調整に関する事項
  - (6) その他本大学院の運営に関する事項
- 3 運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。  
(研究科委員会)

第9条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって、これを組織する。
- 3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科委員会の運営について必要な事項は、別に定める。  
(代表委員会)

第10条 研究科が必要と認めたととき、研究科委員会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

- 2 前項の場合、代表委員会の議決をもって研究科委員会の議決とすることができる。
- 3 代表委員会の審議事項は、研究科委員会が定める。
- 4 代表委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。  
(審議事項)

第11条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 2 学長は、前項に定める事項の決定にあたり、研究科委員会の審議結果の報告を受け、これを参酌するものとする。
- 3 研究科委員会は、第1項に定めるもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。
- 4 第1項第3号及び前項に定める事項については、研究科委員会運営細則に定める。

#### 第4章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 本大学院の研究科の授業科目、単位数及びその履修方法は、別表第2のとおりとする。
- 3 研究指導を担当する教員（以下「研究指導教員」という。）は、本学専任教員（客員教授等を含む。）の中から、研究科委員会の議を経て決定する。
- 4 授業科目の授業は、次のいずれか、又は併用により行う。
  - (1) 印刷教材等による授業
  - (2) 面接授業
- 5 印刷教材等については、授業科目を担当する教員が指定する。
- 6 印刷教材等による授業については、研究課題の添削指導を行った上で、必要に応じて面接指導を行う。
- 7 演習科目は、印刷教材等による授業と面接授業の併用で行う。
- 8 学位論文の作成等に対する研究指導は、定期的に面接により行う。  
(履修科目の届出)

第13条 履修しようとする授業科目は、毎学年時の始めに届け出なければならない。

- 2 履修科目の選択に際し、当該研究指導教員及び当該専攻主任の承認を得るものとする。  
(単位の授与)

第14条 本大学院において所定の授業科目を履修した者に、特定の研究課題に対する報告又は単位修得試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第15条 授業科目の成績は、優、良、可、不可の評価で表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 学位論文の成績の評価の方法は、研究科委員会で定める。  
(成績の評価基準等の明示等)

第15条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前項で定める基準については、本大学院がこれを設け、別に公表する。

(通学課程の各研究科で開設する授業科目の履修)

第16条 研究科委員会が教育上有益と認めたととき、通学課程の各研究科で開設する授業科目を履修することができる。

2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、研究科委員会の議を経て、認定することができる。ただし、8単位を超えて認定することはできない。

3 通学課程の各研究科開設科目の履修については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 研究科委員会が教育上有益と認めたととき、学生が本大学院に入学する前に本学及び他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生で修得した単位を含む。)を、10単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 研究科委員会が教育上有益と認めたととき、前項のほか研究所等社会における実務実験その他業績を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、単位数については、前項のものとあわせて10単位を超えないものとする。

(他大学院等における単位の認定)

第18条 研究科委員会が、教育上有益と認めたととき、国内及び諸外国の他大学院、研究機関等の授業科目を履修させることができる。

2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、研究科委員会の議を経て認定することができる。ただし、10単位を超えて認定することはできない。

3 前項により認定された単位は、前条により認定された単位とあわせて10単位を超えないものとする。

4 他大学院等における単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(教職課程)

第19条 本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、本研究科開設科目の中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。ただし、各種教諭一種免許状の取得資格を有する者に限る。

(教育職員免許状の種類)

第20条 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

## 第5章 学位の授与要件

(修士学位授与要件)

第21条 修士の学位は、本大学院修士課程に2年以上在学し、専攻科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特に優れた業績を上げた者として認めたととき、在学期間は、1年以上をもって足りるものとする。

(博士学位授与要件)

第22条 博士の学位は、本大学院博士課程に3年以上在学し、専攻科目について24単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が特に優れた業績を上げた者として認めたととき、在学期間は、1年以上をもって足りるものとする。ただし、前条第2項に該当する者及び他大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間は、これを2年以上とする。

(博士課程に在学しない者の博士学位の授与要件)

第23条 前条の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院博士課程に在学しない者であっても、博士学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院博士課程を修了し博士学位を授与された者と同等以上の学識を有することを試問により確認された者に、これを授与する。

(学位論文の審査)

第24条 修士または博士学位論文審査は、学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

2 修士または博士学位論文の主査及び副査は、研究科委員会の議を経て決定する。

3 本条各項に定めるもののほか、審査委員会について必要な事項は、明星大学大学院学位規則(以下「学位規則」という。)に定める。

(最終試験)

第25条 最終試験は、審査委員会が学位論文等を中心として、これに関係する科目について行う。

(学位の授与)

第26条 修士及び博士の学位は、研究科委員会の議を経て、学長が授与する。

2 本大学院学則に定めるもののほか、学位に関する事項は、学位規則に定める。

## 第6章 入学、休学及び退学

### (入学の時期)

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第28条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、入学選考に合格した者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) わが国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) その他研究科委員会において、大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者で、満22歳に達する者
- 2 本大学院の博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、入学選考に合格した者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を得た者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) わが国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (6) 外国の学校、本項第4号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) その他研究科委員会において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、満24歳に達する者

### (選考)

第29条 入学は選考の上、これを許可する。

- 2 本大学院へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。
- 3 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

### (入学手続)

第30条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

- 2 前項に掲げる保証人及び所定の書類等について必要な事項は、別に定める。

### (休学)

第31条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き3ヶ月以上修学することができない者は、休学することができる。

- 2 前項の場合、休学願に保証人連署の上、医師の診断書又は理由書を添え願い出て、許可を得なければならない。
- 3 休学は、当該年度限りとする。研究科委員会が特に必要と認めれば、引き続き休学を延長することができる。ただし、通算して、修士課程は2年、博士課程は3年をそれぞれ超えることはできない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学期間が満了した時は、復学することができる。

(休学中の学費)

第32条 前条第2項及び第3項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第4に定める休学費を納めなければならない。

(依願退学)

第33条 病気、その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人連署の上願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第34条 次の各号の1に該当する者は除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し、催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項第2号により除籍された者が復籍する場合は、所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

(再入学)

第35条 本大学院を退学した者、又は除籍となった者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、再入学することができる。ただし、本大学院学則第38条により退学した者は再入学できない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

(通学課程への転籍)

第35条の2 本大学院の在学生で、本学通学課程に転籍を志願する者がある時は、選考の上、学長はこれを許可することができる。

2 転籍について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 学費

(学費)

第36条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、設備費、実験実習費、図書費他とし、別表第4のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。

3 博士学位論文の審査に際し、別表第4に定める博士学位論文審査料を納めなければならない。

4 博士課程に3年以上在学し、学位取得に必要な単位を修得し、学位論文を作成するため引き続き在学する者は、学位取得候補生と称し、別表第4に定める学位論文指導料を納めなければならない。

5 明星大学を卒業した者は、入学金を免除する。

6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

7 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第37条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(懲戒)

第38条 本大学院学生にして、学生の本分に反する行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学又は退学処分に付される。

2 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくて出席常でない者
- (4) 大学秩序を乱し、その他大学院学生としての本分に反した者

## 第9章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第39条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動並びに事務管理組織等について自己点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・評価を行うために必要な組織及び運営については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第40条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。

(教育情報の公表)

第41条 本大学院は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。

2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

#### 第10章 明星大学大学院学則の準用

第42条 本大学院学則に定めるもののほか必要な事項は、明星大学大学院学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 平成15年4月1日改正

附 則 平成16年4月1日改正

附 則 平成17年4月1日改正

附 則 平成18年4月1日改正

附 則 平成19年4月1日改正

附 則 平成20年4月1日改正

本学則第3条の3に定める研究科又は専攻の人材の養成に関する目的等については、通信教育部教則等に明示する。

附 則 平成21年4月1日改正

附 則 平成22年4月1日改正

附 則 平成23年4月1日改正

附 則 平成24年4月1日改正

附 則 平成26年4月1日改正

本大学院学則は、平成26年4月1日1年次入学者より適用する。

附 則 平成27年4月1日改正

附 則 平成28年4月1日改正

附 則 平成29年4月1日改正

附 則 平成31年4月1日改正

附 則 2020年4月1日改正

別表第1

別表第2

別表第3及び別表第4

別表第1 第5条 (収容定員)

研究科	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻	入学定員	収容定員	専攻	入学定員	収容定員
教育学研究科	教育学専攻	30名	60名	教育学専攻	3名	9名

別表第2 第12条 (授業及び研究指導)

通信制大学院教育学研究科教育学専攻 (博士前期課程)

		必修科目単位数				選択科目単位数				備考	
		通信 授業	面接 授業	指導書 有無	計	通信 授業	面接 授業	指導書 有無	計		
(専攻科目)	教育学研究科目	授業研究領域	授業研究A (歴史・理論)				4		有	4	※1 ※2
			授業研究B (実践・評価)				4		有	4	※1 ※2
			授業研究C (情報教育)				4		有	4	※1 ※2
			授業研究D (教育社会学)				4		有	4	※1 ※2
			授業研究E (教育心理学)				4		有	4	※1 ※2
			授業研究F (教育行財政)				4		有	4	※1 ※2
		幼児教育研究領域	幼児教育研究A (保育)				4		有	4	※1
			幼児教育研究B (児童文化)				4		有	4	※1
			幼児教育研究C (児童家庭福祉)				4		有	4	※1
			幼児教育研究D (音楽教育)				4		有	4	※1
		障害児者教育研究領域	障害児者教育研究A (障害児者の学習・発達支援)				4		有	4	※1 ※2
			障害児者教育研究B (障害児者自立支援)				4		有	4	※1 ※2
	障害児者教育研究C (小児保健)					4		有	4	※1	
	論文指導科目	授業研究領域	授業研究演習A (歴史・理論)					2	有	2	
			授業研究演習B (実践・評価)					2	有	2	
			授業研究演習C (情報教育)					2	有	2	
			授業研究演習D (教育社会学)					2	有	2	
			授業研究演習E (教育心理学)					2	有	2	
			授業研究演習F (教育行財政)					2	有	2	
			授業研究演習G (生涯学習)					2	有	2	
			授業研究演習H (看護教育)					2	有	2	
		幼児教育研究領域	幼児教育研究演習A (保育)					2	有	2	
			幼児教育研究演習B (児童文化)					2	有	2	
			幼児教育研究演習C (児童家庭福祉)					2	有	2	
幼児教育研究演習D (音楽教育)							2	有	2		
障害児者	障害児者教育研究演習A (障害児者の学習・発達支援)					2	有	2			



教育研究領域	障害児者教育研究演習 B (障害児者自立支援)					2	有	2	
	障害児者教育研究演習 C (小児保健)					2	有	2	
論文指導	教育学演習		2	有	2				
合計			2		2	52	30		82

<備考>

- ・幼稚園教諭専修免許状及び小学校教諭専修免許状を取得する場合には、※1の科目から24単位選択必修。
- ・中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得する場合には、※2の科目から24単位選択必修。
- ・修了要件：以下に定める条件を満たし、計30単位以上修得した上で、学位論文審査及び最終試験に合格すること。
  1. 教育学研究科目は指導教員が担当する科目を含め、専攻する研究領域から2科目8単位以上
  2. 論文指導科目は指導教員が担当する1科目2単位以上

通信制大学院教育学研究科教育学専攻（博士後期課程）

		必修科目単位数				選択科目単位数				備考
		通信 授業	面接 授業	指導書 有無	計	通信 授業	面接 授業	指導書 有無	計	
(専攻科目)	教育学特殊研究領域	授業特殊研究A (歴史・理論)				4		有	4	修了要件： 以下に定める条件を満たし、計24単位以上修得した上で、学位論文審査及び最終試験に合格すること。  教育学特殊研究科目は指導教員が担当する科目を含め、専攻する研究領域から2科目8単位以上
		授業特殊研究B (実践・評価)				4		有	4	
		授業特殊研究C (情報教育)				4		有	4	
		授業特殊研究D (教育社会学)				4		有	4	
		授業特殊研究E (教育心理学)				4		有	4	
		授業特殊研究F (教育行財政)				4		有	4	
	幼児教育特殊研究領域	幼児教育特殊研究A (保育)				4		有	4	
		幼児教育特殊研究B (音楽教育)				4		有	4	
		幼児教育特殊研究C (児童家庭福祉)				4		有	4	
		幼児教育特殊研究D (児童文化)				4		有	4	
	障害児者教育研究領域	障害児者教育特殊研究A (障害児者の学習・発達支援)				4		有	4	
		障害児者教育特殊研究B (障害児者自立支援)				4		有	4	
		障害児者教育特殊研究C (小児保健)				4		有	4	
	論文指導	教育学特殊演習Ⅰ	4		有	4				
		教育学特殊演習Ⅱ	4		有	4				
教育学特殊演習Ⅲ		4		有	4					
合計		12			12	52		52		

別表第3 第20条 (教育職員免許状の種類)

研究科	専攻	免許状の種類	
		幼稚園教諭専修免許状	
教育学研究科	教育学専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	

別表第4 第36条 (学費)

教育学研究科 (博士前期課程)

(単位：円)

費目	入学年次	2年次以降
入学金	150,000	
授業料	360,000	360,000
設備費、実験実習費、図書費 他	10,000	10,000
施設拡充費	50,000	50,000
合計	570,000	420,000

教育学研究科 (博士後期課程)

(単位：円)

費目	入学年次	2年次以降	3年次以降
入学金	150,000		
授業料	360,000	360,000	360,000
設備費、実験実習費、図書費 他	10,000	10,000	10,000
施設拡充費	50,000	50,000	50,000
合計	570,000	420,000	420,000

学位論文指導料

(単位：円)

学位論文指導料	150,000
---------	---------

休学中の学費

(単位：円)

休学費	21,000
-----	--------

博士論文審査料等

(単位：円)

大学院学位規則第13条に定める者	50,000
大学院学位規則第25条に定める者	250,000
学位記再交付手数料	30,000